日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構奨学金は給付型と貸与型でわかれています。 申込案内は毎年4月・9月頃に学部 HPの NEWS 欄に掲載しています。

1 給付奨学金

給付型は高等教育の修学支援制度とセットとなり毎月一定額の支給+授業料減免され、生計維持者の家計基準によって「第I区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」「第Ⅳ区分」に割り振られ支援区分に応じた額の支給+授業料の減免になります。

また、「第IV区分」は令和6年4月より導入され、世帯年収600万程度まで支援拡大しました。「第IV区分」は多子世帯支援(扶養する子供の数が3人以上)と理工農系支援(生物資源科学部は全学科対象)の二つにわかれています。

※家計基準は以下の日本学生支援機構の進学資金シミュレーターをご活用ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html

支援区分	給付月額	授業料減免額 (年額)	入学金減免
第I区分	自宅通学者 38,300 円	700,000 円	260,000 円
	自宅外通学者 75,800 円	(前期 350,000 円 後期 350,000 円)	
第II区分	自宅通学者 25,600 円	466,700 円	173,400 円
	自宅外通学者 50,600 円	(前期 233,400 円 後期 233,300 円)	
第Ⅲ区分	自宅通学者 12,800 円	233,400 円	86,700 円
	自宅外通学者 25,300 円	(前期 116,700 円 後期 116,700 円)	
第IV区分	自宅通学者 9,600 円	175,000 円	65,000 円
多子世帯支援	自宅外通学者 19,000 円	(前期 87,500 円 後期 87,500 円)	
第IV区分		233,400 円	86,700 円
理工農系支援		(前期 116,700 円 後期 116,700 円)	

※毎年秋に生計維持者の家計基準による支援区分の見直しがあり、支援区分の変更又は支

援の対象外になることがあります。 ※入学金は入学時のみとなります。(入学時の春申込み)

2貸与奨学金

貸与型は「第一種」と「第二種」の2種類あり、「第一種」は無利子、「第二種」は有利子になります。貸与終了後7か月後頃から返還が発生します。

貸与額は学生自身が申込時に選択した金額が毎月振込されます。

また、貸与額の増減や辞退(貸与終了)もでき、必要な分だけ貸与することが可能です。

	貸与種類	以下の金額から選択可能
学部生	第一種奨学金	自宅通学者 2万・3万・4万・5万4千円
		自宅外通学者 2万・3万・4万・5万・6万4千円
	第二種奨学金	2万円~12万円までのうち1万円単位
		※獣医学科の学生は 12 万円+2 万円の増額が可能
大学院	第一種奨学金	博士前期課程 5万円・8万8千円
		博士後期課程 8万円・12万2千円
	第二種奨学金	5万・8万・10万・13万・15万円

3家計急変された方の奨学金について

予期できない事由により家計が急変した場合は、給付奨学金(家計急変)貸与奨学金 (緊急・応急)に申し込むことができます。(随時受付可能)

※申込を検討する場合、学生課(0466-84-3831)にご連絡ください。

※奨学金の内容については、通常の給付奨学金及び貸与奨学金と同様になりますので、すでに同様のものを受給中の場合は申込することはできません。

※予期できない事由には、それぞれ以下の事由があります。

①給付奨学金(家計急変)

	事由		
А	生計維持者の一方(又は両方)が死亡		
В	生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により,半年以上就労困難		
С	生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)		
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって,次のいずれかに該当①上記A~Cのいずれかに該当②被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明,行方不明,就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生		
E	本人が父母等による暴力等から避難するために, 「児童福祉法」又は「売春防止法」 の定める施設等へ入所等することとなった		

原則, 家計急変事由発生から3か月以内に申し込みになります。

②貸与奨学金 (緊急・応急)

緊急採用は貸与第一種奨学金 (無利子)

応急採用は貸与第二種奨学金(有利子)

家計急変事由

生計維持者の失職,破産,事故,病気,死亡,離婚等もしくは火災・風水害等の災害等原則,家計急変の事由が発生してから12か月以内に申し込みになります。